

# 古井小学校いじめ防止基本方針

令和3年 3月 一部改訂  
令和4年 3月 一部改訂  
令和4年 6月 一部改訂  
令和5年 3月 一部改訂  
令和5年 7月 一部改訂

## はじめに

ここに定める「古井小学校いじめ防止基本方針」は平成25年6月28日公布、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すために、平成26年3月に策定し、同年8月に改定を加えたものである。さらに、平成29年3月14日の国の最終改訂、平成29年8月22日改訂の「岐阜県におけるいじめ防止等の基本的な方針」をうけ、同年10月に改訂を加えたものである。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記の「行為」には、仲間外れや無視など直接的に関わるものでなくても、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれる。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、個々の行為がいじめに該当するか否かを判断する。

### (2) 基本認識

「安心・安全の古井小学校」「笑顔がいっぱいで誰もが楽しく登校できる古井小学校」にするために、教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等にあたる。

- ・いじめは、人として絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る。
- ・いじめは、見ようと思って見ないと見付けにくい。

### (3) 学校としての構え

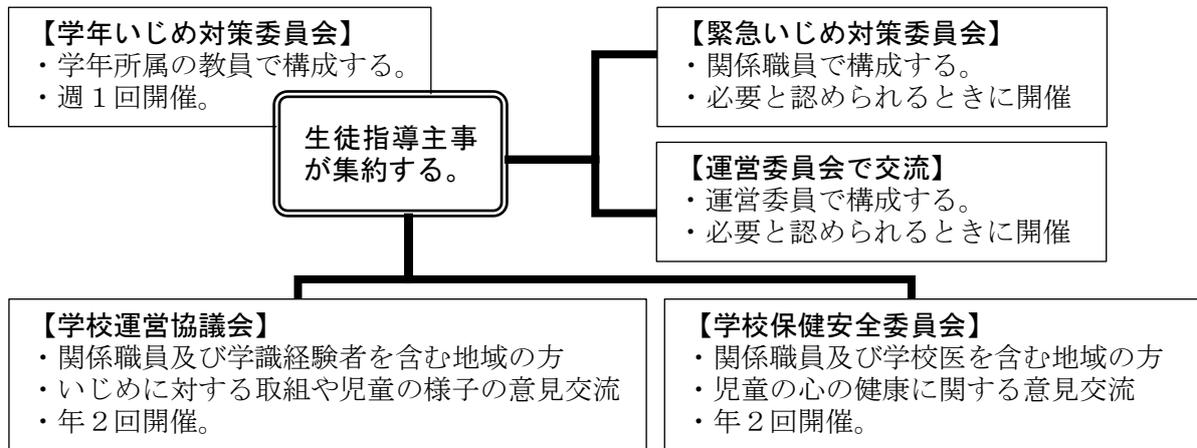
- ・学校の教育目標「自分で考えて行動する古井の子」のもと、丁寧な指導に心がけ、一緒にやって見届け、できた事を認めることで自己肯定感を高める指導に徹する。
- ・当該児童が、いじめ防止対策推進法の第2条に当てはまるもの全てをいじめであると捉える。
- ・「いじめは、人として絶対に許されない行為」という意識を常にもち、教育活動全体を通じて、見

童一人一人に徹底する。

- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る。」という認識で、日々の指導にあたる。
- ・「いじめは大人からは見えにくく、発見が難しい。」という認識をもち、大人がいじめに気付きにくい理由を知ること、いじめを見抜く力を日々高める努力をする。
- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。いじめ事案、又はいじめと思われる行為を認知した職員は、原則当該事案及び行為を認知した日のできるだけ早い時間帯に、生徒指導主事や管理職に報告をする。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学校・学級作り」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

## 2 いじめ対策組織の設置

- ・古井小学校いじめ防止基本方針を推進するための組織を、「いじめ対策委員会」と定める。
- ・いじめ対策委員会（及び交流会）は、次のように位置付ける。



## 3 いじめの未然防止のための取組

### (1) 魅力ある学級・学校づくり

- ・全ての児童が自分で考え行動しながら主体的に活動し、「分かった」「できた」を感じながら意欲的に取り組み、確かな学力を身に付けるよう教科指導を充実させる。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、個が尊重され安心して過ごせる居場所作りに心がける。また、行事などでは、一人一人が活躍して所属感を高めていく集団づくりをすることで、自己有用感や自己肯定感を育てる。

### (2) 校内指導体制の確立

- ・いじめ問題について、学校の中で「報告・連絡・相談・確認」などを円滑に行う。

- ・危機管理の「さ・し・す・せ・そ」を徹底する。（最悪の事態を想定して、慎重に、素早く、誠意をもって、組織で対応する。）

### **(3) いじめを許さない人間関係づくりをめざす**

- ・道徳などを通し、心の通じ合うコミュニケーション能力・人の思いを推し量る能力を育てる。
- ・いじめに対して勇気をもって注意をしたり、教師に知らせたりできる児童を育てる。
- ・学級、学年、全校で「命」「人権」について繰り返し話題にするとともに、その大切さを考えさせる。
- ・情報モラルに関わる授業・集会を実施し、ネットの正しい活用方法を考えさせる。

### **(4) 児童のサインを見逃さない**

- ・児童の普段と違う言動を敏感に察知する。
- ・児童の表情や行動の裏にあるサインをキャッチする。
- ・通学班での登下校、休み時間の動きや様子を観察する。
- ・児童との積極的な会話を心がける。

### **(5) 地域・家庭への啓発**

- ・いじめ問題の重要性を広め、家庭訪問や学級・個人懇談、学校便りなどを通して、いじめに対する共通認識をもち、地域・家庭・学校が共通理解・共通歩調でいじめ問題の解決に取り組む。
- ・「いじめ防止基本方針」を入学時、PTA 総会の折に、児童、保護者、関係機関に説明したり、古井小学校ホームページに掲載したりして、いつでも、誰でも、本方針を広く閲覧できるようにすることで、学校家庭、地域の連携を深める。
- ・取組の実施や年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民の参加を図る。

### **(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策**

- ・「古井小学校」ネットルールやネットの合言葉（平成 30 年 10 月児童会作成）を作成し、共通理解したり、再確認したりしてネットによるいじめの未然防止を図る。
- ・情報端末機器の正しい取り扱いやネットモラルに関する指導を、道徳を核としながら各教科で実践する。3 年生以上の児童を対象に、「情報モラルに関する学級活動」を年間 3 回実施する。

### **(7) いじめ防止のための職員研修**

- ・教職員の資質・能力を高めるために、以下の研修を、年間を通して実施する。
- ・いじめに対する基本認識に関わる研修
- ・いじめの未然防止に関わる研修
- ・いじめの早期発見に関わる研修
- ・事案に対する対応に関わる研修
- ・情報モラルに関わる研修

## 4 いじめの早期発見・早期対応

### (1) アンケート調査等の実施を含めた情報収集

- ・心のお手紙（いじめアンケートを含む）（記名式 年3回実施）、教育相談週間（年3回実施）、個人懇談（年2回実施）、学級懇談会（年1回実施）、QUテスト（年2回実施）、生活習慣・教育相談アンケート（年3回）
- ・いじめアンケートなどの一次資料の保存期間は、該当児童が卒業するまでとする。また、懇談時の記録等の二次資料及び調査報告書は、保存期間を5年とする。
- ・学級担任や学年主任、養護教諭等全職員が児童の些細なサインや変化に気付き、情報交流を日常的に行い、いじめの認知に関する意識をもつと共に、スクールカウンセラーや生徒指導主事と協力して対応に当たる。

### (2) 児童の実態交流

- ・定期的に行われる学年会で児童の様子や変化等を交流し、問題行動等の対応・対策を話し合う。
- ・生徒指導主事は、学年会で交流された児童の様子や変化等を集約し、管理職や関係職員と情報共有を行う。

### (3) 情報収集

- ・国際教室、特別支援通級教室の担当者と連携を密にし、外国籍児童や支援の必要な児童から積極的に情報を収集する。
- ・教師と保護者間の連絡を密に行い、児童の情報を共有する。

### (4) 教育相談の充実

- ・教職員は受容且つ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、教育相談を進める。
- ・児童との信頼関係を築くために日頃から一緒に遊んだり、話しかけたりすることで児童理解に努める。
- ・組織的な対応をするために、教育相談担当と担任、学年主任との連絡を密にし、学年職員全員が漏れなく事実関係を把握できる体制を整える。

## 5 いじめ問題発生時の対応

### (1) 対応の基本方針

- ・即刻対応することを第一とする。（迅速・正確・丁寧）
- ・「いじめ対策委員会」で方針を確認し、具体的な事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な対応を行う。
- ・出口を見通した打ち合わせやシミュレーションを必ず行う。
- ・外国人児童が関わる場合は、通訳を介して保護者とのコミュニケーションが適切に図れるような配慮をする。

## (2) 対応の重点

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報を共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、あるいは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちにより添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導にあたる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分に配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた安心・安全を確保するための長期的な取組を行う。
- ・いじめた児童が抱える問題を解決するための対応方針を立て、成長支援にあたる。

## 6 「いじめの解消」の定義

- ・いじめが解消している状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている場合である。

### ①いじめに係る行為が止んでいること。

- ・被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為の止んでいる状態が少なくとも3ヵ月を目安として継続していること。

### ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

- ・被害児童とその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などで確認する。この場合において、事案に応じ外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。
- ・いじめを受けた児童、いじめをした児童への支援継続のために、謝罪をもって安易にいじめが解消しているとせず、少なくとも3ヵ月を目安として、必要に応じて相当期間に渡って、日常的に注意深く注視するとともに、保護者に対しても連絡や確認を継続的に確実にを行う。

## 7 「重大事態」と判断されたときの対応

- ・いじめにより児童の生命、心身又は重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。
  - ※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ30日を目安とする。  
一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に家庭訪問等で把握するなど調査する。
- ・児童と保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時。  
上記の3点については、重大事態発生と捉え、以下の対応を行う。

### 【主な対応】

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事件と同様の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告すると共にいじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに加茂警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 8 いじめを見抜くための視点（チェックリスト）

古井小学校の教職員は、以下の項目に特に注意しながら、児童の学校生活を観察し、適切に対応する。

登下校時	<ul style="list-style-type: none"><li>・一人だけ通学班からはずれて登校していないか。</li><li>・大人数と一人など、集団内で小グループに分かれて登下校をしていないか。</li><li>・極端に帰宅時間が遅くなっている子がいないか。</li></ul>
休み時間	<ul style="list-style-type: none"><li>・手紙回しが行われていないか。</li><li>・休み時間に無理矢理プロレスごっこなど一方的な遊びが行われていないか。</li><li>・特定の子が追いかける追いかげごっこが行われていないか。</li><li>・学級内に小集団がいくつもできていないか。</li><li>・小集団の中で内緒話がされていないか。</li><li>・ある特定の子だけが、変わった呼び方で呼ばれていないか。</li><li>・衣服に汚れがないか。</li><li>・物をあげたり、もらったりしていないか。</li><li>・いつも教室外にいる子はいないか。</li><li>・トイレにいつも特定の子はいないか。</li></ul>
授業中 教育活動中	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定の子が発言した後に、冷やかしの声などがあがらないか。</li><li>・机を隣の子から故意に離している児童がいないか。</li><li>・プリントが配付されるときに、手渡しで渡されているか。</li><li>・配付物が配られるときに、机上に放り投げられていないか。</li><li>・特定の子と目くばせをしていないか。</li><li>・ペアや小グループをつくる時、いつも同じ子でつくっていないか。</li><li>・学用品が破損していないか。</li><li>・ある子が別の子の学用品を使っていないか。</li><li>・ドッジボールなどの球技で、特定の子が集中攻撃されていないか。</li><li>・球技などの時に、一度もボールに触れることができない子がいないか。</li><li>・係決めなどで投票をするときに、しっかりと活動をしている子なのに、当選しないようなことはないか。</li><li>・当番活動や係活動、片づけなどを、誰かが押しつけられていないか。</li><li>・掃除の時、特定の子の机だけ運ばれないことはないか。</li></ul>
環 境	<ul style="list-style-type: none"><li>・下駄箱の靴などが逆さまにされたり隠されたりしていないか。</li><li>・机、イス、ロッカーなどのネームシールにいたずらがないか。</li><li>・写真や個人の掲示物にいたずらがないか。</li><li>・机上に落書きがないか。</li><li>・持ち物が無くなるまたは、隠されることが多発していないか。</li></ul>

## 9 いじめ未然防止，早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会で「学校いじめ防止基本方針」の説明と共通理解</li> <li>・学校だより、ホームページなどによる「方針」の掲載</li> <li>・要支援児童交流会で児童理解と対応を学ぶ</li> <li>・生徒指導交流により，要支援児童を把握し，全校体制で支援</li> </ul>	大型連休，午前日課の過ごし方指導
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回いじめ未然防止研修</li> <li>・第1回QUテスト</li> <li>・生徒指導交流により，要支援児童を把握し，全校体制で支援</li> <li>・情報モラルに関する学級活動（5～7月中に実施）</li> </ul>	
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回「心のお手紙」と教育相談の実施</li> <li>・虐待児童早期発見研修</li> <li>・児童交流により，要支援児童を把握し，全校体制で支援</li> </ul>	第1回QUテストの結果から児童実態把握
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回生活習慣・教育相談アンケート</li> <li>・個人懇談（7月上旬）</li> <li>・第1回情報モラル学活（7月中旬）</li> <li>・生徒指導交流により，要支援児童を把握し，全校体制で支援</li> </ul>	夏季休業中の指導 第1回岐阜県いじめ調査
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・QUテストの見方と指導の方法について学ぶ研修会</li> <li>・職員会で心のお手紙・長欠児童の報告と2学期からの対策についての話し合い</li> <li>・夏休み明け「心のお手紙」の実施（9月上旬）</li> </ul>	夏季休業中の指導・見届け あじさいサミット
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導交流により，要支援児童を把握し，全校体制で支援</li> <li>・第2回いじめ未然防止研修</li> <li>・情報モラルに関する学級活動（9～12月中に実施）</li> </ul>	
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回「心のお手紙」と教育相談の実施</li> <li>・学活「いじめについて考える」の実施</li> <li>・生徒指導交流により，要支援児童を把握し，全校体制で支援</li> </ul>	第2回QUテスト（11月上旬）
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導交流により，要支援児童を把握し，全校体制で支援</li> <li>・第2回生活習慣・教育相談アンケート</li> </ul>	
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会で「心のお手紙」，長欠児童の報告と3学期からの対策について話し合う</li> <li>・ひびきあいの日に向けての取組</li> <li>・生徒指導交流により，要支援児童を把握し，全校体制で支援</li> </ul>	第2回岐阜県いじめ調査 冬季休業中の指導 第2回QUテストの結果から要支援児童への対応検討
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導交流により，要支援児童を把握し，全校体制で支援</li> <li>・第3回生活習慣・教育相談アンケート</li> <li>・情報モラルに関する学級活動（1～3月中に実施）</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回「心のお手紙」の実施と教育相談の実施</li> <li>・生徒指導交流により，要支援児童を把握し，全校体制で支援</li> <li>・第3回いじめ未然防止研修</li> </ul>	第3回心のお手紙（いじめアンケート）教育相談実施（2月初旬）
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼・保連絡会による引き継ぎ，情報交流</li> <li>・中学校への引き継ぎ，情報交流</li> <li>・生徒指導交流により，要支援児童を把握し，全校体制で支援</li> </ul>	第3回岐阜県いじめ調査 （国の調査を兼ねる） 次年度への引き継ぎ